

## 特定生産緑地( 国立市 )の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、  
同条第2項の規定において準用する第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

番号		位 置	特定生産緑地の解除面積	公示日
21	-T22	国立市大字谷保字東之原地内	約 2,010 m <sup>2</sup>	令和8年1月1日
41	-T22	国立市大字谷保字中峯下地内	約 20 m <sup>2</sup>	令和8年1月1日
98	-T22	国立市大字谷保字天神下地内	約 2,700 m <sup>2</sup>	令和8年1月1日
103	-T22	国立市大字谷保字下モノ下地内	約 160 m <sup>2</sup>	令和8年1月1日
104	-T22	国立市大字谷保字下モノ下地内	約 1,510 m <sup>2</sup>	令和8年1月1日
109	-T22	国立市谷保七丁目地内	約 850 m <sup>2</sup>	令和8年1月1日

区域は解除図表示のとおり